



長野県報

12月9日(木)
令和3年
(2021年)
第262号

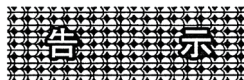
目次

告示

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課） 1
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 1
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課） 2
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課） 2
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課） 2
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課） 2
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課） 4

公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業政策課） 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業政策課） 5
- 家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課家畜防疫対策室） 7
- 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧（2件）（農地整備課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定（特別支援教育課） 8



長野県告示第634号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年12月9日

長野県知事 阿部守一

（登録特定行為事業者 訪問介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
東信医療生活協同組合	ヘルパーステーションにじ	長野県上田市上塩尻243-1	令和3年12月16日

介護支援課

長野県告示第635号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県須坂建設事務所及び須坂市役所に備え置きます。

令和3年12月9日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
大谷町	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	須坂市	日滝	夕日	5383番	1号
		〃	〃	〃	5381番	2号及び3号
		〃	〃	古城	5413番	4号
		〃	〃	〃	5414番	5号
		〃	〃	夕日	5382番イ	6号

砂防課

長野県告示第636号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和3年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

東大塚

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第637号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和3年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

東大塚

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第638号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和3年12月9日

長野県知事 阿部 守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

東大塚

2 一部について指定を解除する区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県松本建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年12月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月9日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

1 道路の種類 県道

2 路線名 寺村南松本停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市出川町20番の4地先から 松本市双葉358番の4地先まで	旧	m 7.0～15.5	Km 0.3351
同 上	新	7.0～15.5	0.3351
松本市出川町20番の4地先から 松本市出川町20番の23地先まで		16.0～35.8	0.7031

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年12月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月9日

長野県安曇野建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安曇野インター堀金線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市豊科田沢7522番の2地先から 安曇野市豊科田沢7537番の3地先まで	旧	m 14.0～31.0	Km 0.2030
同 上	新	14.0～31.0	0.2030
		12.0～54.0	0.1800

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年12月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月9日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗義

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 147号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡松川村字赤芝7051番の17地先から 北安曇郡松川村字赤芝7027番の1地先まで	旧	m 7.5～14.5	Km 0.5043
同 上	新	11.9～14.5	0.5043

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡松川村字赤芝6657番の2地先から 北安曇郡松川村字赤芝6627番の1地先まで	旧	9.2 ~ 10.2 m	0.5284 Km
同 上	新	9.4 ~ 12.0	0.5284

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年12月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年12月9日

長野県安曇野建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 路 線 名 安曇野インター堀金線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市豊科田沢7522番の2地先から
安曇野市豊科田沢7537番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年12月9日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年12月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

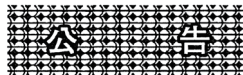
令和3年12月9日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 路 線 名 147号
- 2 供用を開始する区間
北安曇郡松川村字赤芝7051番の17地先から
北安曇郡松川村字赤芝7027番の1地先まで

北安曇郡松川村字赤芝6657番の2地先から
北安曇郡松川村字赤芝6627番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年12月9日

道路管理課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年12月9日

長野県知事 阿 部 守 一